

# 子どもの居場所提供促進事業補助金 募集要項

## 1. 事業の目的について

子どもたちが安心して過ごせる「子どもの居場所」づくりを行う団体を募集し、運営費の一部を補助することで活動を支援、促進させるための補助金です。

また、支援が必要と思われる子どもについては、関係機関(すこやかこども家庭センターなど)に情報提供していただくことで、早期発見・早期対応につなげることを目的とします。

## 2. 応募資格

市民活動団体(ボランティア団体、特定非営利活動法人等)や、地域コミュニティ活動団体(町内会、子ども会、PTA等)で、次の要件を全て満たす団体が応募できます。

- (1) 構成員が2人以上であること
- (2) 組織や運営に関する規約などがあること
- (3) 構成員の半数以上が市民、または市内への通勤・通学者であること
- (4) 公共の利益に反する行為を行わないこと

## 3. 対象事業

- (1) 市内で行われる活動
- (2) 次のいずれかの子どもの居場所づくりを行う活動
  - ① 子ども食堂…子どもに食事や軽食の提供を行う活動
  - ② 学習支援…学力向上等の支援を行う活動
  - ③ 体験活動…遊びや運動等、様々な体験・経験を提供する活動
  - ④ 自由な居場所づくり  
…子どもが安心して自由に過ごすことができる居場所づくりを提供する活動
- (3) 令和9年3月末日までに完了する事業
- (4) 年度内に 10 回程度継続して開催、最低5回以上開催すること  
※5 回に満たない場合は補助金が支給されません。また、10 回以内に満たない場合は補助金を減額する場合があります。詳しくは「4. 補助金について」をご確認ください。
- (5) 参加費は、無料又は少額な材料費等の実費相当額であること
- (6) 参加を希望する子どもを広く受け入れ、5人以上の子どもの利用が見込めること
- (7) 常時、責任者及び規模に合わせた適切な人員を配置し、安全に配慮して実



施すること

(8)子ども食堂を実施する場合にあっては、衛生管理及び事故防止のため、管轄の保健所に相談し、指導及び助言を求め、これに従うこと

◆次の各号のいずれかに該当する事業は対象になりません。

- (1)法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業
- (2)公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれのある事業
- (3)政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (4)営利を目的とした事業
- (5)本事業において、市が実施する他の補助金の交付を受ける(見込みの)事業
- (6)その他、補助金の交付の対象として適当でないと認められる事業

#### 4. 補助金額について

補助金の額は、**下記①か②のいずれか低い額以内とし、1団体当たり  
の上限額は 10 万円**とします。

**①補助対象経費の全額**

**②実施回数×1万円**

ただし、補助対象経費全額から参加費、寄附金などの収入を除いた額が対象となります。

開催回数が 5 回に満たない場合、補助金が支給されませんのでご注意ください。また、開催回数が 10 回に満たない場合は補助金を減額する場合があります(下記の例をご参照ください)。

(例1)事業対象経費が 10 万円かかったが、9 回しか開催できなかった場合

➔上記②を適用し、1 万円×9 回=9 万円の補助

(例2)9回しか開催できなかったが、事業対象経費は 8 万 9 千円だった場合

➔上記①を適用し、8 万 9 千円の補助

※「3. 対象事業 (2) ①~④」のうち、複数の活動を同日に同じ場所で一体的に実施する場合は、1 回とみなします。

※応募多数の場合は、予算の範囲内で金額を調整することがありますので、ご了承ください。

#### 5. 補助対象期間

令和 8 年 4 月 1 日(水)~令和 9 年 3 月 31 日(水)

## 6. 補助対象経費

経費区分	内容	
報償費(謝金)	ボランティアや講師及び協力者(団体構成員を除く)に対する謝礼など	
旅費	研修会のための交通費(補助対象経費の合計額の25%以内)	
需用費	消耗品費	事業の実施に必要な消耗品費、材料費、学習教材費など
	燃料費	事業の実施に必要な機材、車両等の燃料費
	印刷製本費	看板制作費、ポスター、チラシ、資料等の印刷費など
食糧費・原材料費	事業に必要な食料・食材料や各種材料の仕入れ、購入に係る費用	
役務費	周知、連絡等に要する郵便料及び振込手数料 保険の加入に係る費用	
使用料及び賃借料	施設、会議室等の使用料 車両等の賃借料又は機材借上料	
その他	<u>上記以外の物品で事業に必要と認められたもの(要相談)</u> ※税込1万円以上の物品は備品とみなし、上記の対象には含まれません。購入を検討されている場合は必ず事前にご相談ください。	

### 《注意事項》

- 購入を検討している物品等が上記対象経費に当てはまるか不明な場合は、購入前にご相談ください。
- 補助金で購入した物品は、当該事業のために使用してください。
- 補助対象となる領収書等の要件について
  - ・日付が事業期間内(令和8年4月1日～令和9年3月31日)であること。
  - ・宛名が申請団体名であること。(「上様」等は不可)
  - ・品目名が記載されていること。(「お品代」は不可)
- 用途が明確になるよう、実績報告時には補助対象経費の領収書等のコピーを提出していただきます。なお、領収書等の原本は必ず5年間保存してください。
- 団体構成員への謝金、人件費は対象となりません。



## 《領収書の見本例》

申請団体名を正確に記入してください。「上様」は不可です。

取組対象期間内(令和8年4月1日～令和9年3月31日)の日付の領収書が補助対象となります。

**領 収 書**

令和 年 月 日

〇〇地域子ども食堂 様

**¥ 3,000. -**  
上記金額正に領収しました。  
但 チラシ印刷代(@10×300枚)として

△△△印刷株式会社  
代表取締役 十和田 太郎

支払いの対価となる内容、単価、数量などがわかるように記入してください。内訳がわかるレシート等も有効です。

領収書の発行元を正確に記入してください。

## 7. 応募方法

申請を希望する団体は、令和8年5月1日(金)から29日(金)までに、「十和田市子どもの居場所提供促進事業補助金交付要綱」に定める下記の書類を、下記窓口までご提出ください。

### 【提出書類】

- ① 交付申請書(様式第1号)
  - ② 事業計画書(様式第2号)
  - ③ 事業収支予算書(様式第3号)
  - ④ 団体概要調書(様式第4号)
  - ⑤ 団体の規約、会則等、構成員又は役員の名簿
- ※提出された応募書類は返却いたしません。

- ・活動内容やスケジュールがわかる書類(チラシやSNSの投稿記事等)もご持参ください。
- ・記入方法に不明な点がある場合など、事前にご相談ください。

【提出期限】 令和8年5月29日(金)必着



### 【書類の提出先】

十和田市健康こども福祉部こども未来応援課子育て給付係  
住所:〒034-0081 十和田市西十三番町4-37  
(保健センター1階)  
電話:0176-51-6716  
e-mail:kodomo@city.towada.lg.jp

申請様式は市ホームページからダウンロードできます。また、会則等作成例もホームページに掲載しております。

## 8. 審査方法及び交付決定

申請に係る書類を審査し(必要に応じて現地調査等を行う場合あり)、対象事業及び補助金額を決定し、申請団体宛に交付決定通知書(様式第5号)にて通知します。

## 9. 補助対象となったら提出する書類(実績報告)

事業完了後(決定後、対象団体に提出締切日をお知らせします)、次の書類を提出してください。

### 【提出書類】

- ① 実績報告書(様式第6号)
- ② 事業報告書(様式第7号)
- ③ 事業費精算書(様式第8号)
- ④ 事業実施明細書(様式第9号)
- ⑤ 補助対象経費に係る領収書等の写し
- ⑥ 活動状況の分かる写真



補助金実績報告書受理後、補助金交付額の確定通知書(様式第10号)を送付しますので、交付請求書(様式第11号)を提出してください。請求書に基づき、補助金を交付します。

また、団体の資金状況によっては、概算払請求書(様式第12号)を提出することで、前払いにより補助金を交付することもできます。その場合、確定金額から交付決定額に余剰が生じた場合は、余剰金額を返還していただきます。

※様式第6～12号については、交付決定通知と一緒に送付いたします。

### 【事業スケジュール】

時期	内容
5月1日～5月29日	応募期間
6月上旬～中旬	書類審査により実施団体を決定
6月下旬～7月上旬	補助金手続き
翌年3月～4月初め頃	実績報告書の提出

※年度途中で活動状況を確認させていただく場合があります。

## 10. 個人情報・情報公開等について

応募書類から得た個人情報は、審査、本人への連絡など事務作業で使用します。法令で認める場合を除き、本人の同意なく上記以外に使用することはありません。

補助金の交付を受けた団体等については、名称及び取組の概要を市ホームページ等で公表する予定です。